入院手続

受付では、入院申込書や約定書などの記入をし、 提出していただきます。 その他、入院手続きに必要なものがございますので、ご準備下さい。

	診察カード
	保険証
	限度額適用認定証(お持ちの方のみ)
	重度心身障害者等医療受給者証(お持ちの方のみ)
	印鑑(認印)
П	他院にて 3ヶ日以内に受け取られた退院証明書(お持ちの方のみ)

「精神保健福祉法」により、次のいずれかの同意書が必要です。

- 1. 任意入院同意書(ご本人の意志で入院される場合)
- 2. 医療保護入院同意書(保護者の同意を得て、入院される場合) この場合の保護者となるには、家庭裁判所の審判を必要とする場合があります。

入院に <u>必要なも</u>の

ご準備ください

※私物には必ずお名前の記入をお願いいたします



洗面器・コップ(プラスチック製)
タオル
洗面用具(石鹸・シャンプー・歯ブラシ等)
下着
普段着
ねまき
すべりにくい履物
その他(くし、生理用品、ちり紙等)

刃物類 (ハサミ・カミソリ等)・薬・ライター・煙草・貴重品・アルコール・ ハイター類の洗剤等の持ち込みは禁止となっております。

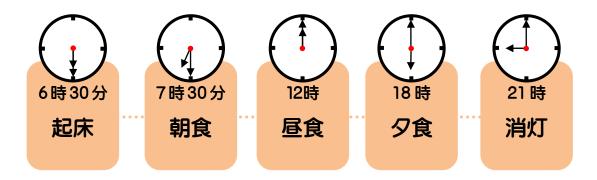
持ち込み物について

電気機器等の持ち込みについては、原則できるだけ控えていただきますようよ ろしくお願いします。

特に持ち込みを希望される場合はナースステーションまでお申し出ください

入院中の 生活

規則正しい入院生活を心がけましょう



食事について

食事は管理栄養士によって管理されております。2時間を過ぎた食事は処分しております。また、食事を中止する場合は、下記の時間までにお伝え下さい。お伝えいただかない場合は、食事をされなくても費用が発生します。

朝食:前日の16時40分まで 昼食:当日の10時まで 夕食:当日の16時まで



入浴について

入浴時間は13:30~16:00迄です。

男性:月·水·金 女性:火·木·土

※A-2、B-3 病棟のみシャワー室があります

洗濯について

洗濯機は、A館(6:30~16:30) B館(6:30~21:00) まで使用でき、共同となっております。洗濯の乾燥は、乾燥機(有料) または、各洗濯干し場にてお願いいたします。

病室内で洗濯を干すことについてはご遠慮ください。

なお、洗濯を病院で希望される方はスタッフまでお申し出下さい。

1日132円となっております。

※洗濯は一括で行っており、機械で乾燥まで行いますので、縮む素材の衣類はお受けできません。衣類を持ち込まれる場合は、ご確認頂けますようによろしくお願いいたします。

通信について

検閲はいたしておりません。

はがき・切手が必要な場合は受付窓口にて購入することができます。

公衆電話は7:00~21:00の間使用できます。

携帯電話については、使用規則を守っていただき、申込みをされた方のみ使用可能となっております。ただし、規則が守れない方・治療に差し支える場合は禁止とさせていただきます。



面会について

病棟の入り口で危険物などの持込がないかチェックさせていただく場合がございます。ご協力をお願いいたします。

面会時間は原則 9:00~20:00 ですが、緊急時は別となります。また、病状により制限される場合がございます。ご了承ください。面会を取り次いで貰いたくない場合は、事前にお申し出下さい。飲食物の持込は、種類分量などによってはご遠慮願う場合がございます。



売店について

病棟ごとに、利用できる時間帯が異なります。

病棟	月曜日~金曜日	土曜日
A-2 病棟	15:00~15:30	15:00~15:30
B-1 病棟	9:30~14:30	12:30~14:30
B-2病棟	14:30~15:00	14:30~15:00
B-3病棟	15:30~16:00	15:30~16:00

※日・祝日はお休み

外出・外泊について

主治医の許可が必要となっています。*

※任意入院で開放処遇制限のない人は対象外となっております。

緊急時以外は、外泊・外出願いを早めに提出してください。

帰院が遅れる場合は、早めにその旨をご連絡ください。

その他・注意事項

- 病棟内での物品・お金の貸し借りは絶対にしないで下さい。
- 衣類は季節に応じて整理し、不要な物はお持ち帰りください。
- ロッカーの鍵が必要な場合はお知らせ下さい。貸し出しします。 (尚、鍵を紛失された場合は自己負担で弁償となります。)
- 都合により、お部屋を交代していただくことがございます。
- 食事やおやつは他の患者さんにあげないようご協力を願いします。 (治療食を摂取されている方や喉に詰まりやすい方がいます。)



敷地内は全面禁煙となっております

※禁煙に関する指導を行っておりますので、ご希望の方はスタッフまでお申し出下さい ※ライター、タバコは持ち帰って頂くか、処分させていただきます

入院費用

入院費については、下記を詳しくご覧ください

- 健康保険の場合は、健康保険法に定める医療費の一部負担額をお支払いいただきます。
- 高齢者医療の場合は、高齢者医療制度に定める医療費の一部負担金をお支払いいただきます。
- 食事療養費標準負担額は別途必要です。

保険適用外の費用 (実費負担)

保険外費用はご利用の場合のみ生活保護受給者の方でも個人負担での実費請求をさせていただきます。

保険外負担金一覧表(※P8)をご確認の上、必要書類のご記入をお願いいたします。

医療相談

入院に関する経済的な問題、退院後の生活の問題などの 相談窓口があります

患者様に関わる相談事は、各病棟に担当の精神保健福祉士が常駐しておりますので、お気軽にご相談ください。



おこづかい 預かり金制度

当病院の受付窓口で預かり金として管理することが可能です。金銭のお預かりにつきましては、約定書による契約とします。

当病院の受付窓口で預かり金として管理することが可能です。

金銭のお預かりにつきましては、約定書による契約とします。

預かり金残高がない場合は、出金できませんのでご了承ください。

(病院からの貸付は一切行っておりません。)

銀行振り込みでの入金や、引き落としも可能です。

平成24年1月1日より、預かり金管理料として1,650円/月、月途中の場合は55円/日を申し受けます。

おこづかい請求

毎週火曜日にお小遣い請求があります。

請求用紙に必要金額1週間分を500円単位で記入していただきます。

請求されたお小遣いは、木曜日の午前に支給いたします。

お支払い

入院療養費は月末に締め切り、翌月の10日に請求書を発行し、 入院時にご指定の方法で郵送等させていただきます。

請求書がお手元に届きましたら<mark>2週間以内にお支払い</mark>ください。 会計窓口でお受けいたし ます。窓口でのお支払いは、平日の17時までにお済ませ下さい。また、銀行振り込みや 現金書留によるご入金もお受け付けいたします。

阿波銀行・徳島銀行・郵便局では指定口座からの引落にも対応いたします。詳しくは会計 窓口までご相談下さい。

※郵送先の変更や、入院患者様へのお手渡しなどをご希望される方は、会計窓口までお申 し出願います。

入院費のお支払いにはクレジットカードが使用できます。











現金書留の場合(差出人の名前は、患者様でお願いいたします。)

〒771 - 1342

徳島県板野郡上板町佐藤塚字東288番地3

藍里病院 医事課宛

TEL 088 - 694 - 5151

銀行振り込みの場合(お振込の場合は、患者様名でお願いいたします)

阿波銀行 板野支店

普通口座 1111607

口座名義

藍里病院 院長 元木 洋介

徳島銀行 板野支店

普通口座 8570341

窓口でのお支払い以外につきましては手数料が患者様負担となります。

1ヶ月(1日~末日)の医療費が規定の額を超えますと超過分は、健康保険から還付され ます。

もしくは予め、お支払額を一定の限度額にとどめられる制度もございます。(※P6 を参照) (詳しくは市町村窓口での確認が必要となります。)

所得税には、医療費控除が認められています。病院の領収書は紛失しないよう税の申告ま で大切に保管してください。

高額療養費制度/限度額適用認定証

医療機関等の窓口での支払が高額な負担となった場合、後から申請することにより、自己負担限度を超えた額が払い戻される「高額医療制度」があります。この場合、後から払い戻されるとはいえ、一時的にでも大きな負担となります。しかし、「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口に提示すると、1ヶ月の窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。(※入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。)

【入院費の目安】

精神科救急入院料病棟(A-2 病棟)	入院費 33万円 + 食事療養費 4万3千円 +自費(おしめ・差額ベッド等)
精神科療養病棟 (B-1、B-2、B-3)	入院費 12万円 + 食事療養費 4万3千円 +自費(おしめ・差額ベッド等)

《70歳未満の方》

所得区分	自己負担限度額	多数該当	食費1食
区分ア(年収約1,160万円~)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140, 100 円	460 円
区分イ(年収約 770~約 1160 万円)	167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1%	93,000円	460 円
区分ウ (年収約 370~約 770 万円)	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1%	44, 400 円	460 円
区分工(~年収約370万円)	57, 600 円	44, 400 円	460 円
区分才(住民税非課税)	35, 400 円	24,600円	210円 (160円)

《70歳以上の方》

所得区分		自己負担限度額	多数該当	食費1食
	Ш	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140, 100 円	460 円
現役並み所得者	П	167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1%	93,000円	460 円
	I	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1%	44, 400 円	460 円
一般		57, 600 円	44, 400 円	460 円
低所得者	П	24, 600 円	24, 600 円	210円 (160円)
(住民税非課税)	I	15,000円		100円

- ※総医療費とは保険適用される診療費用の総額(10割)です。
- ※『多数該当』とは、申請月より遡って1年間の間に高額療養費の支給を4回以上受けている場合に 4回目から適用されます。
- ※食費1食の()内の金額は、90日以上入院の方が手続された場合の金額です。
- ※難病の患者や小児慢性特定疾病の患者は1食260円です。
- ※平成27年4月1日以前から平成28年4月1日まで継続して入院し、それ以降も引き続き精神 病床に入院している患者については、当分の間「1食260円に据え置く」経過措置があります。

限度額認定証の申請

●申請に必要な物 健康保険証 印鑑 ●申請窓□

国民健康保険:市町村役場

健康保険組合:保険組合(郵送あり)

政府管掌(協会けんぽ)保険:健康保険協会もしくは年金事務所

限度額認定証の申請は、入院した月に行い、<u>入院月に窓口までご提示</u>ください。ご提示がない場合、遡っての取り扱いはできませんので、ご了承ください。

また、有効期限が定められています。自動的に更新されませんので、その都度更新手続きをお願いいたします。

他科受診

藍里病院は、精神科の病院ですので、精神科以外の領域で治療が必要になったときには、他科受診をしていただくことがあります。

他科受診を希望される方は、無断で受診せず、必ず医師またはスタッフまでご連絡下さい。診療情報提供書が必要となります。

例:入院前から通院していた眼科に、家族のみが受診し、薬をもらった 外泊中に風邪をひき、近くの内科に行った等、他科受診になります。 (※他科受診された場合は入院料の算定に変更があります。必ずお知らせください) また、平成23年4月より、原則として、付き添いは家族の方にお願いしております。ご理解とご協力をお願いいたします。

タクシーの利用 実費 (タクシー会社へのお支払いをお願いいたします。)



退院手続

退院の手続きをお済ませください。

平日17:00までに退院される場合は、会計窓口で請求書をお渡ししますので、お手続きをお済ませ下さい。夜間・土日祝日に退院される場合は、誓約書を記入していただき、お手続きをすませてから退院していただきます。

また、保険証の確認をさせていただきますので、お支払いの際にご提示下さい。 特にお申し出のない場合、退院証明書を発行しておりません。他の医療機関で提示が求め られる場合等、ご希望の方は、お申し出下さい。

退院後、藍里病院を外来通院される方は、次回診察日のご予約をしてください。診察日時は主治医とご相談をお願いいたします。

その他

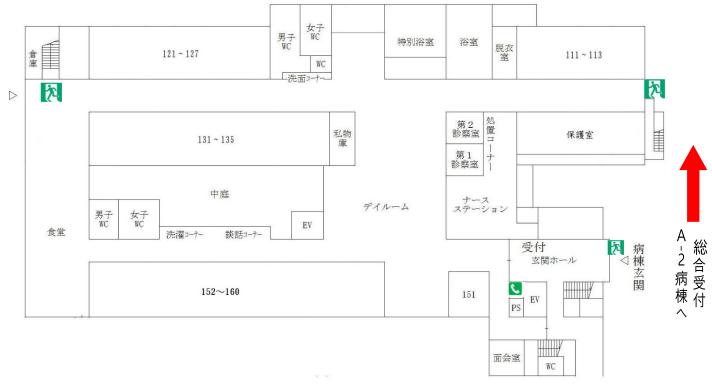
その他入院について

- 病棟での過ごし方等については、入院される病棟のスタッフが直接ご説明いたします。
- セカンドオピニオンにより、主治医の診断や治療法について疑問がある場合は、別の医師の意見を求めることが出来ます。
- 必要に応じてご家族に病状説明を行っております。希望される方はスタッフまでお申し出下さい。
- 医師や他の職員へのお心付けは、堅くご辞退申し上げておりますのでご協力ください。
- 動院内の器物等の破損に関しましては、実費返済していただきます。
- 保険証の記載変更があった場合は、速やかに受付窓口までご連絡下さい。
- 保険証は毎月ご提示下さい。
- 医療安全上、各病棟にカメラを設置させていただいています。ご理解ください。

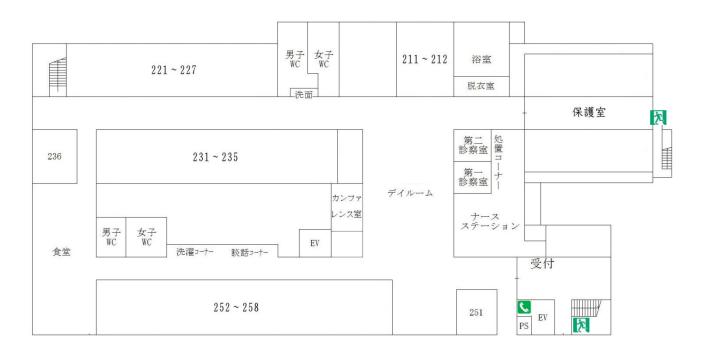
大湿代	
放労証明書 上産証明書 一通につき	
おむつ使用証明書 看護学生用診断書 保育所提出用診断書 労災(第7号用紙) 健康診断書 証明書・回答書等 通院証明書 療育手帳用診断書 物診時証明書 傷病証明書(ハローワーク提出用) 診断書(傷病を動届) 福祉事務所検診書 日常生活用具支給意見書 日常生活用具支給意見書 可くも奈用医師意見書(保健所提出用) グループホーム入所用意見書 主治医意見書(ソーシャルクラブ用) 警察用診断書・証明書 公安委員会提出用診断書 自立支援医療用診断書 自立支援医療用診断書 自立支援医療用診断書 最近診断書、死体検案書 精神保健福祉手帳用申請診断書 大いり協会提出用診断書 を移 を移 を移 を移 を移 を移 を移 を移 を移 を移	
程度学生用診断書 保育所提出用診断書 労災(第7号用紙) 健康診断書 証明・	
保育所提出用診断書 労災(第7号用紙) 健康診断書 証明書・回答書等 証明書・回答書等 初診時証明書 病育手帳用診断書 初診時証明書 (病病野豊安給申請書(ハローワーク提出用) 書 (病病野豊安給申請書(ハローワーク提出用) 診断書(傷病欠動届) 福祉事務所検診書 日常生活用具支給意見書 すぐも寮用医師意見書(保健所提出用) グループホーム入所用意見書 主治医意見書(ソーシャルクラブ用) 警察用診断書・証明書 公安委員会提出用診断書 自立支援医療用診断書 自立支援医療用診断書 の安委員会提出用診断書 日立支援医療用診断書 の安委員会現出用診断書 日立支援医療用診断書 のなび表別のの表を表別ののののののののののののののののののののののののののののののの	
安に (第7号用紙) では (東診断書 証明書・回答書等 証明書・回答書等 通院証明書 原育手帳用診断書 初診時証明書 (原病手帳用診断書 初診時証明書 (病病年当支給申請書(ハローワーク提出用) 診断書(傷病欠動届) 福祉事務所検診書 日常生活用具支給意見書 すくも寮用医師意見書(保健所提出用) グループホーム入所用意見書 主治医意見書(ソーシャルクラブ用) 警察用診断書・証明書 公安委員会提出用診断書 自立支援医療用診断書 自立支援医療用診断書 東心等 (東京	
経・・	
種証明書・回答書等 通院証明書 療育手帳用診断書 初診時証明書 傷病証明書(ハローワーク提出用) 書 傷病無明書(ハローワーク提出用) 診断書(傷病を動居) 福祉事務所検診書 日常生活用具支給意見書 すくも療用医師意見書(保健所提出用) グループホーム入所用意見書 主治医意見書(ソーシャルクラブ用) 警察用診断書・証明書 公安委員会提出用診断書 自立支援医療用診断書 自立支援医療用診断書 受診状況証明書 猟銃等所持許可診断書 受診状況証明書 猟銃等所持許可診断書 死亡診断書、死体検案書 精神保健福祉手帳用申請診断書 ひかり協会提出用診断書 ひかり協会提出用診断書 を査 種 裁判所用診断書 を養 種 裁判所用診断書 特別児童扶養手当用診断書 特別児童扶養手当用診断書 生命保険用診断書・証明書 ・診 生命保険用診断書・正明書 「死亡・障害診断書、口頭説明のみを含む) - 通につき 5,500円	
種証明書・回答書等 通院証明書 療育手帳用診断書 初診時証明書 傷病証明書(ハローワーク提出用) 書 傷病証明書(ハローワーク提出用) 診断書(傷病文動届) 福祉事務所検診書 日常生活用具支給意見書 すぐも奈用医師意見書(保健所提出用) グループホーム入所用意見書 主治医意見書(ソーシャルクラブ用) 警察用診断書・証明書 公安委員会提出用診断書 自立支援医療用診断書 自立支援医療用診断書 自立支援医療用診断書 受診状況証明書 猟銃等所持許可診断書 死亡診断書、死体検案書 精神保健福祉手帳用申請診断書 ひかり協会提出用診断書 を 種 裁判所用診断書(医療保護・弁護士等) 身体障害者用診断書 特別児童扶養手当用診断書 特別児童扶養手当用診断書 生命保険用診断書・証明書 ・ 診 生命保険用診断書・証明書 ・ 「死亡・障害診断書、口頭説明のみを含む)	
証明 通院証明書 療育手帳用診断書 初診時証明書 (ハローワーク提出用)	
・ がおけい では いっと から できます できます できます できます できます できます できます できます	
が診時証明書 (病病証明書(ハローワーク提出用) (高病証明書(ハローワーク提出用) (高病手当支給申請書(ハローワーク提出用) (高病手当支給申請書(ハローワーク提出用) (福祉事務所検診書 日常生活用具支給意見書 すくも寮用医師意見書(保健所提出用) グループホーム入所用意見書 主治医意見書(ソーシャルクラブ用) (著察用診断書・証明書 公安委員会提出用診断書 日立支援医療用診断書 受診状況証明書 猟銃等所持許可診断書 死亡診断書、死体検案書 精神保健福祉手帳用申請診断書 ひかり協会提出用診断書 しかり協会提出用診断書 数判所用診断書(医療保護・弁護士等) 身体障害者用診断書 特別児童扶養手当用診断書 特別児童扶養手当用診断書 生命保険用診断書・証明書 (死亡・障害診断書、口頭説明のみを含む)	
###	
書 傷病手当支給申請書(ハローワーク提出用) 診断書(傷病欠動届) 福祉事務所検診書 日常生活用具支給意見書 すくも寮用医師意見書(保健所提出用) グループホーム入所用意見書 主治医意見書(ソーシャルクラブ用) 警察用診断書・証明書 公安委員会提出用診断書 自立支援医療用診断書 の変委員会提出用診断書 理が等所持許可診断書 死亡診断書、死体検案書 精神保健福祉手帳用申請診断書 ひかり協会提出用診断書 しかり協会提出用診断書 を種 裁判所用診断書(医療保護・弁護士等) 証 身体障害者用診断書 特別児童扶養手当用診断書 特別児童扶養手当用診断書 特別児童扶養手当用診断書 ・ 本命保険用診断書・証明書 ・ で死く険用診断書・正明書 ・ 一通につき	
福祉事務所検診書 日常生活用具支給意見書 すくも寮用医師意見書(保健所提出用) グループホーム入所用意見書 主治医意見書(ソーシャルクラブ用) 警察用診断書・証明書 公安委員会提出用診断書 自立支援医療用診断書 の定診状況証明書 猟銃等所持許可診断書 死亡診断書、死体検案書 精神保健福祉手帳用申請診断書 ひかり協会提出用診断書 ひかり協会提出用診断書 もかり協会提出用診断書 お判所用診断書(医療保護・弁護士等) 身体障害者用診断書 特別児童扶養手当用診断書 ・ 告命保険用診断書・証明書 ・ で元・障害診断書、口頭説明のみを含む)	
福祉事務所検診書 日常生活用具支給意見書 すくも寮用医師意見書(保健所提出用) グループホーム入所用意見書 主治医意見書(ソーシャルクラブ用) 警察用診断書・証明書 公安委員会提出用診断書 自立支援医療用診断書 の定診状況証明書 猟銃等所持許可診断書 死亡診断書、死体検案書 精神保健福祉手帳用申請診断書 ひかり協会提出用診断書 ひかり協会提出用診断書 もかり協会提出用診断書 お判所用診断書(医療保護・弁護士等) 身体障害者用診断書 特別児童扶養手当用診断書 ・ 告命保険用診断書・証明書 ・ で元・障害診断書、口頭説明のみを含む)	
すくも寮用医師意見書(保健所提出用) グループホーム入所用意見書 主治医意見書(ソーシャルクラブ用) 警察用診断書・証明書 公安委員会提出用診断書 自立支援医療用診断書 の定診状況証明書 猟銃等所持許可診断書 死亡診断書、死体検案書 精神保健福祉手帳用申請診断書 ひかり協会提出用診断書 ひかり協会提出用診断書 もかり協会提出用診断書 を 裁判所用診断書(医療保護・弁護士等) 身体障害者用診断書 特別児童扶養手当用診断書 特別児童扶養手当用診断書 生命保険用診断書・証明書 (死亡・障害診断書、口頭説明のみを含む)	
すくも寮用医師意見書(保健所提出用) グループホーム入所用意見書 主治医意見書(ソーシャルクラブ用) 警察用診断書・証明書 公安委員会提出用診断書 自立支援医療用診断書 の定診状況証明書 猟銃等所持許可診断書 死亡診断書、死体検案書 精神保健福祉手帳用申請診断書 ひかり協会提出用診断書 ひかり協会提出用診断書 もかり協会提出用診断書 を 裁判所用診断書(医療保護・弁護士等) 身体障害者用診断書 特別児童扶養手当用診断書 特別児童扶養手当用診断書 生命保険用診断書・証明書 (死亡・障害診断書、口頭説明のみを含む)	
グループホーム入所用意見書 主治医意見書(ソーシャルクラブ用) 警察用診断書・証明書 公安委員会提出用診断書 自立支援医療用診断書 自立支援医療用診断書 死亡診断書、死体検案書 精神保健福祉手帳用申請診断書 ひかり協会提出用診断書 ひかり協会提出用診断書 裁判所用診断書(医療保護・弁護士等) 身体障害者用診断書 特別児童扶養手当用診断書 特別児童扶養手当用診断書 生命保険用診断書・証明書 (死亡・障害診断書、口頭説明のみを含む)	
主治医意見書(ソーシャルクラブ用) 警察用診断書・証明書 公安委員会提出用診断書 自立支援医療用診断書 自立支援医療用診断書 例	
警察用診断書・証明書 公安委員会提出用診断書 自立支援医療用診断書 一通につき 受診状況証明書 猟銃等所持許可診断書 死亡診断書、死体検案書 精神保健福祉手帳用申請診断書 材神保健福祉手帳用申請診断書 ひかり協会提出用診断書 裁判所用診断書(医療保護・弁護士等) 事体障害者用診断書 特別児童扶養手当用診断書 中通につき 5,500円 (死亡・障害診断書、口頭説明のみを含む) 一通につき 5,500円	
公安委員会提出用診断書 一通につき 3,300円 受診状況証明書 猟銃等所持許可診断書 死亡診断書、死体検案書 精神保健福祉手帳用申請診断書 材かり協会提出用診断書 数判所用診断書(医療保護・弁護士等) 身体障害者用診断書 特別児童扶養手当用診断書 特別児童扶養手当用診断書 一通につき (死亡・障害診断書、口頭説明のみを含む) 5,500円	_
自立支援医療用診断書	
受診状況証明書 猟銃等所持許可診断書 死亡診断書、死体検案書 精神保健福祉手帳用申請診断書 ひかり協会提出用診断書 裁判所用診断書(医療保護・弁護士等) 身体障害者用診断書 特別児童扶養手当用診断書 特別児童扶養手当用診断書 生命保険用診断書・証明書 (死亡・障害診断書、口頭説明のみを含む)	
猟銃等所持許可診断書 死亡診断書、死体検案書 精神保健福祉手帳用申請診断書 ひかり協会提出用診断書 裁判所用診断書(医療保護・弁護士等) 身体障害者用診断書 特別児童扶養手当用診断書 特別児童扶養手当用診断書 生命保険用診断書・証明書 (死亡・障害診断書、口頭説明のみを含む)	
死亡診断書、死体検案書 精神保健福祉手帳用申請診断書 ひかり協会提出用診断書 裁判所用診断書(医療保護・弁護士等) 身体障害者用診断書 特別児童扶養手当用診断書 生命保険用診断書・証明書 (死亡・障害診断書、口頭説明のみを含む)	
精神保健福祉手帳用申請診断書 ひかり協会提出用診断書 裁判所用診断書(医療保護・弁護士等) 身体障害者用診断書 特別児童扶養手当用診断書 特別児童扶養手当用診断書 生命保険用診断書・証明書 (死亡・障害診断書、口頭説明のみを含む)	
各 ひかり協会提出用診断書 裁判所用診断書(医療保護・弁護士等) 身体障害者用診断書 特別児童扶養手当用診断書 特別児童扶養手当用診断書 生命保険用診断書・証明書 (死亡・障害診断書、口頭説明のみを含む) ー通につき 5,500円	
種 裁判所用診断書(医療保護・弁護士等) 証 身体障害者用診断書 特別児童扶養手当用診断書	
証 身体障害者用診断書 明 ・ 特別児童扶養手当用診断書 診 生命保険用診断書・証明書 (死亡・障害診断書、口頭説明のみを含む) 5,500円	
明 特別児童扶養手当用診断書 生命保険用診断書・証明書 (死亡・障害診断書、口頭説明のみを含む) -通につき 5,500円	
・ 生命保険用診断書・証明書 断 (死亡・障害診断書、口頭説明のみを含む) - 通につき 5,500円	
断 (死亡・障害診断書、口頭説明のみを含む) -通につき 5,500円	
日 日期半頃古知頃貝讧休吹砂柳香	
(リサーチ等口頭による説明を含む)	
重症患者認定申請用診断書	
障害児福祉手当認定診断書	
保険会社(面談料)	
公安委員会提出用診断書(認知症にかかる診断書)	
年金関係診断書	
一通につき 11,000円	
	A-2病棟 217号室
トイレ・洗面台・収納棚	、 A-2病棟 218号室
エアコン・電動ベット・テレ	A-2病棟 280号室
	A-2病棟 281号室
	A-2病棟 282号室
トイレ・洗面台・シャワー室	A-2病棟 220号室
1,650円 はまないものでは、1,650円	۲ -
	- A-2病棟 221号室
3段チェスト	A-2病棟 278号室
	B-3病棟 331号室
特	B 0M
別 特別室差額料 一室1日につき デレビ台・床頭台・タンス	B-3病棟 332号室
室	
トイレ・洗面台・エアコン	
2,750円 冷蔵庫・テレビ台・床頭台 43.72	B-3病棟 361号室
タンス	
トイレ・洗面台・エアコン	B-3病棟 312号室
ユニットバス	_
5,500円 電気コンロ・流し台・冷蔵原 ケレビ・テレビ台・床頭台	Ī
	1
	 B−3病棟 362号室
	B-3病棟 362号室
No. 5 m H - 74 11000 1	B-3病棟 362号室

病院案内図

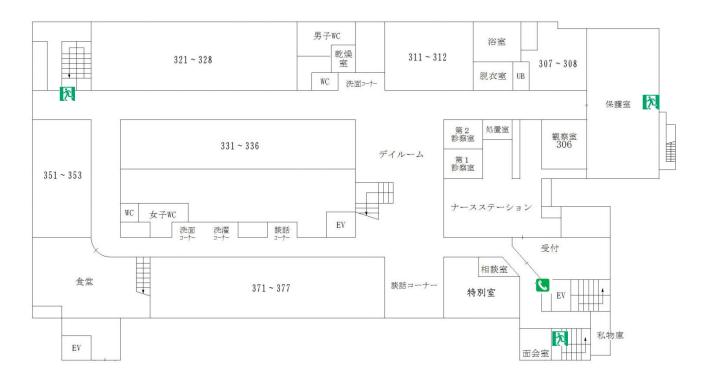
1F B-1病棟



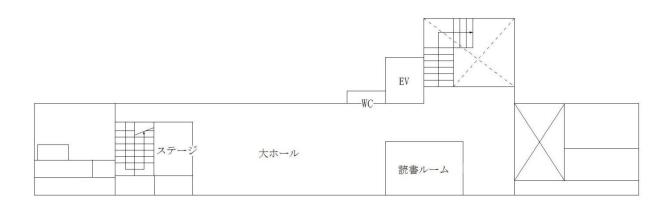
2F B-2病棟



3F B-3病棟



4F B棟





2F A-2病棟

